

「(仮称) 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に対する意見の募集について

奈良県では「(仮称) 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定に向けた検討を行っており、このたび骨子案を策定しました。

つきましては、広く皆様からのご意見を募集します。

1 公表する資料

「(仮称) 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」骨子案

2 公表の方法

資料の公表は、次の方法により行います。

(1) インターネット

奈良県安全・安心まちづくり推進課ホームページに掲載します。

(アドレス：<http://www.pref.nara.jp/1828.htm>)

(2) 閲覧

以下の場所で閲覧できます。

① 県政情報センター（県庁舎東棟1階）

② 県民お役立ち情報コーナー（4箇所）

県立図書情報館、奈良県産業会館、橿原総合庁舎、吉野町中央公民館

③ 奈良県安全・安心まちづくり推進課（県庁舎2階）

3 募集期間

令和元年6月14日（金）～ 令和元年7月13日（土）必着

4 意見の提出方法

以下の記載項目を、問い合わせフォーム、郵送、FAXのいずれかの方法で提出してください。

※ なお、電話でのご意見の提出はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。ただし、問い合わせフォーム、郵送、FAXでの提出が困難な場合は、遠慮なくお問い合わせください。

【記載項目】

- 提出される方に関する事項
 - ・ 居住市町村名
 - ・ 性別
 - ・ 氏名（差し支えなければ）

- ・ 年齢（差し支えなければ）
- ・ 電話番号（差し支えなければ）

※ 提出時に記載された氏名、電話番号等は、必要に応じてご意見の具体的な内容について確認させていただくためにご記入いただくものであり、公表いたしません。

○ 意見の内容

- ・ 該当箇所（どの部分についての意見かがわかるように、該当ページ及び箇所を明記してください）
- ・ 様式は問いません。（様式例は別添のとおりです）

【提出先】

○ 問い合わせフォーム

- ・ 次の問い合わせフォームから必要事項を入力してください。

<https://www.secure.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1488>

※ 注意事項

- ・ 問い合わせフォームから必要事項を直接入力してください

○ 郵送

- ・ 次の宛先まで送付してください。

郵便番号：〒630-8501

住 所：奈良市登大路町30

宛 名：奈良県安全・安心まちづくり推進課 条例担当あて

※ 注意事項

- ・ 令和元年7月13日（土）必着ですのでご注意ください。

○ FAX

- ・ 次の宛先まで送付してください。

FAX番号：0742-27-5280

宛 名：奈良県安全・安心まちづくり推進課 条例担当あて

5 ご意見等の取扱い

- ・ ご提出いただいたご意見につきましては、「(仮称) 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の策定の参考とさせていただきます。
- ・ ご意見の概要とそれに対する県の考え方、本案を修正した場合はその内容について、県のホームページ等において一定期間公表いたします。
- ・ 賛否の結論だけを示しただけのものや、趣旨が不明確なものにつきましては、県の考え方をお示しできない場合があります。

- ・ いただきましたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

6 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県 総務部 知事公室 安全・安心まちづくり推進課

電話番号 : 0742-27-8730 (直通)

FAX番号 : 0742-27-5280